

議・議案第1号

鶴ヶ島市議会基本条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市議会基本条例（平成21年条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月21日提出

| | | |
|-----|----------|---------|
| 提出者 | 鶴ヶ島市議会議員 | 大曾根 英 明 |
| 賛成者 | 鶴ヶ島市議会議員 | 太 田 忠 芳 |
| 同 | 同 | 松 尾 孝 彦 |
| 同 | 同 | 大 野 洋 子 |
| 同 | 同 | 近 藤 英 基 |
| 同 | 同 | 小 川 茂 |
| 同 | 同 | 杉 田 恭 之 |
| 同 | 同 | 金 泉 婦貴子 |

提 案 理 由

社会情勢の変化等を勘案して、請願提出者の趣旨表明機会を設けることや災害時の対応について追加する等の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市議会基本条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市議会基本条例（平成21年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同項の次に次の2項を加える。

4 議会は、前2項の実現のために、市民と議員との懇談会を開催する。

5 議会は、請願の審査に当たっては、請願の提出者の趣旨を表明する機会を設けることができる。

第11条中「鶴ヶ島市議会政務活動費に関する条例」を「鶴ヶ島市議会政務活動費の交付に関する条例」に改める。

第13条の見出し中「議会広報」を「広報広聴」に改め、同条中「広報手段」を「広報及び広聴手段」に、「議会の広報活動」を「、広報及び広聴の充実」に改める。

第17条を削り、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（災害時の対応）

第16条 議会は、災害時においても機能的に対応できるよう、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、鶴ヶ島市議会業務継続計画（議会が災害時においても議会としての権能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。）で定める。

本則に次の1条を加える。

（継続的な検討）

第18条 議会は、議員の一般選挙後、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。